

社会福祉法人千葉シニア 退職金規程

(目的)

第1条 この規定は、職員給与規程第3条に基づき、職員の退職金について定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規定による退職金は、次の各号の一に該当するものを除く職員に適用する。

- (1) パートタイマー等、就業規則第20条に定める所定労働時間に比して1日または1週間の労働時間が短い者、およびアルバイト等臨時に雇用する者
- (2) 3年以内の期間を定めて雇用する契約職員
- (3) 嘱託職員
- (4) 試用期間中の者
- (5) 日々雇い入れられた者

(支給事由)

第3条 次の事由により退職するときは、勤続年数に応じて退職金を支給する。

- (1) 業務上の事由による死亡
 - (2) 業務上の事由による傷病
 - (3) 会社の都合による解雇
 - (4) 定年
- 2 前項各号以外の事由により勤続3年以上にて退職するときは、勤続年数に応じて退職金を支給する。

(支給制限)

第4条 懲戒解雇された職員には、原則として退職金を支給しない。

(勤続年数の計算)

第5条 勤続年数の計算は、次のとおりとする。

- (1) 勤続年数は入社の日より退社の日までとし、暦日によって計算する。
- (2) 勤続年数に1年未満の端数があるときは月割で計算し、1月未満は1月に繰り上げる。
- (3) 休職期間は原則として勤続年数に算入しない。

(退職金の支給額)

第6条 支給する退職金は、以下の計算により支給する。

$$5,000円 \times 12 \text{ か月} \times \text{勤続年数}$$

(功労加算金)

第7条 在職中顕著な功労のあった者については、第6条の支給額のほかに功労加算金を支給することがある。

(端数の取扱い)

第8条 退職金の算出金額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円に繰り上げる。

(支給時期)

第9条 退職金は、退職の日から原則として30日以内に全額を支給する。

(支払方法)

第10条 退職金は、通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

(控除)

第11条 退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

(退職金の不支給)

第12条 職員が次の各号の事由により退職した場合には、退職金について全額または一部の額を支給しない。

(1) 諭旨解雇

(2) 懲戒解雇

(3) 懲戒解雇事由に該当する行為を行ったとき、または在職中において懲戒解雇事由に該当する行為を行ったことが退職後にあきらかになったとき

2 退職後において前項の不支給減額事由に該当する事実が判明した場合において、すでに支給した退職金について、法人はその返還を当該職員またはその遺族にも求めることができる。

(受給順位)

第13条 退職金を受け取るべき本人が死亡した場合の受取人の順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの定めによる。

(改定)

第14条 この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めるときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和元年7月22日から適用する。